平成２３年（フ）第３０８１号
横浜市磯子区洋光台３丁目35番６号　サンコーポ萩原Ｂ―202号
債務者　木村　徳義
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５７号
横浜市瀬谷区三ツ境163番地３　スカイハイツ三ツ境101号
債務者　志村　丈二
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７４号
神奈川県藤沢市立石２丁目５番16号
債務者　中川威智子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６７号
東京都八王子市八日町１番４号ソレイユ八王子303号
債務者　大貫　通子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３００７号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目８番11号　グレイス鵠沼３―103
債務者　三浦　　司
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２０３号
横浜市戸塚区汲沢３丁目16番40―Ｂ―３号
債務者　高橋　　裕
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６７号
静岡県磐田市見付1615番地11　アン・リビエール106、前住所京都府京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地29―503
債務者　鎌田　紀子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６０５号
静岡県磐田市岩井1907番地1995
債務者　中村　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６１０号
静岡県磐田市海老島184番地
債務者　古田　京子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５００号
愛知県豊田市東梅坪町９丁目７番地４　第２永明荘５号
債務者　戸嶋　勝義
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
岡山市東区東平島683―３、住民票上の住所岡山市東区瀬戸町下187番地４
債務者　塩見　知美（旧姓八家）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６３０号
福岡県春日市日の出町４丁目18番地
破産者　株式会社隆建設
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２７号
福岡市博多区半道橋１丁目５番32号
破産者　合同会社アン・フォーレスト
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１号
山口県柳井市柳井1915番地３
破産者　木村　正巳
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３１５号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸132番地町住向陽団地50―２―17
破産者　渡辺　幸二
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６９１号
広島市西区中広町３丁目26番１号
破産者　津田　尚一（旧姓宋）
1　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
2　一般調査期日　平成24年３月６日午前11時
平成23年12月６日
広島地方裁判所民事第４部